

独立行政法人日本学生支援機構

平成28年細則第6号

最近改正 令和6年細則第10号

日本学生支援機構修学支援基金設置細則を次のように定める。

平成28年9月21日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

日本学生支援機構修学支援基金設置細則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に日本学生支援機構修学支援基金（以下「基金」という。）を設置するとともに、その活用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 基金は、経済的理由により修学が困難な学生等に対する修学支援を行うため、基金の資金を活用し、次の事業を行う。

- (1) JASSO災害支援金事業
- (2) その他独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第13条第1項第1号に規定する事業

(収入)

第3条 基金における収入は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 寄附金取扱規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第15号）第2条第3項に定める基金への寄附金収入
- (2) 運用収入

(管理)

第4条 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(使途の変更の禁止)

第5条 基金に対して拠出された寄附金の使途は、変更してはならない。

- 2 基金から第2条第2号に規定する事業の実施に充当するために、学資金の貸与として支出された金銭であって、当該事業の結果として、その金銭が機構に対して償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び基金に帰属するものとする。
- 3 基金から第2条各号に規定する事業の実施に充当するために支出された金銭であって、その金銭が機構に対して返金された場合にあつては、当該返金された金銭は、再び基金に帰属するものとする。

(情報の公開)

第6条 基金の設置に当たっては、次に掲げる書類を整備し、主たる事務所に当該文

書を作成した年度の翌年度の4月1日から5年間保存の上、一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により提供するものとする。

- (1) 修学支援基金名称等確認書類 基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類
- (2) 修学支援基金明細書 基金への受入額及び基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの
- (その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、基金の運用については、寄附金取扱規程の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成28年9月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第4号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年細則第10号）

この細則は、令和6年8月15日から施行し、令和6年6月27日から適用する。